

平成24年度スポーツ振興くじ助成事業
総合型地域スポーツクラブ創設支援事業の留意点及び主な変更点

公益財団法人 日本体育協会
スポーツ振興部 クラブ育成課

1. 助成事業の概要

○助成対象経費の上限は**120万円**とします。(平成23年度の交付申請時点と同様です。)

○助成対象期間は平成24年4月1日～平成25年2月28日とします。

※事業の実施期間について

日本スポーツ振興センターが定める「助成対象事業の実施期間」は平成24年4月1日～平成25年3月31日までとなっています。一方で、助成事業者である本会から日本スポーツ振興センターに対する事業実績報告書(支出内容を証する書類を含む)の提出期限は、平成25年4月10日となっています。

例年、事業終了後、3月に提出される当該年度の事業実績報告書を、本会において最終精査とともに、事業実施全団体の取りまとめを行っていますが、領収書等の証拠書類やその他必要書類の欠落・不足、記載の誤り、また経費の計上間違い等、経理処理上の重大な不備が少なくありません。仮に、事業の実施期間を3月31日までとした場合、これまでの状況では、各々の実施団体に対する「提出書類の差し替え・取り寄せ・内容確認」等に要する最低限の時間が確保できないため、従来同様、事業の実施期間を2月末日までとせざるを得ないところです。

どうか事情ご理解いただきますとともに、適正かつ不備のない実績報告書の提出を是非とも心がけて願います。

2. 対象とならない事業…詳細は創設支援事業実施における留意事項をご参照ください。

○創設支援クラブとなった団体や構成する団体が従来から実施しているスポーツ教室・大会、研修会・講習会等を看板替えした事業

○創設支援クラブが主催しない事業(他団体への協賛支援活動、大会への参加等)

○創設支援クラブが行う事業の全部又は一部について営利法人等に委託して実施するもの

○創設支援クラブの活動拠点を著しく外れて行われる事業(遠隔地での合宿・教室・イベント等)

※創設支援クラブの活動拠点:創設支援クラブが年間を通じて運動・スポーツ活動が行える施設で、当該創設支援クラブの主たる事務所が所在する同一市町村内(同一の中学校区が望ましい)または同等の距離に位置する施設をいいます。※特別区は市町村に準じます。

⇒下線部が変更になりました(昨年度は「活動拠点において行われない事業」)。定期活動で通える範囲で、施設の確保上の問題等やむを得ないと考えられる範囲については認められる場合があります。

○運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業(文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験等)

3. 経理処理要領の変更点

下記内容が追加になっています。

・支出

助成対象期間外に支出した経費は、原則、助成対象経費及び助成対象外経費のいずれの経費にも該当しない。但し、会場借料で期間内事業分の前納が必要な場合等は認めることがある。

・利益相反防止

創設支援クラブの代表者等構成員が経営する企業または個人を相手方として発注する場合は、利益相反防止の観点から、必ず2社（者）以上からの見積合わせを行い、最も低廉な額を示した者と契約すること。また、その際の全ての見積書を提出すること。

4. 助成対象科目内容等の変更点及び留意点

- 「経理処理基準」の名称が「助成対象経費基準表」に変更になっています。
- 「対象外（対象外経費）」とは、収支予算書（計算書）上の対象外経費として計上できるものをいいます。
- 「本事業の経費と認めない」とは、収支予算書（計算書）上の対象外経費として計上できないものをいいます。

- 「諸謝金」の変更点（詳細は、「諸謝金単価基準（別記2）」参照）
 - ・報告の際、源泉徴収税納付書写しの提出は必要ありません。ただし、後日提出を求める場合がありますので、創設支援クラブ内で適切に保管してください。
 - ・スポーツドクターは削除します。（医師に含めますが、「本会公認スポーツドクターが望ましい」とします。）
 - ・運営支援アドバイザーは削除します。
 - ・助手については、単価上限を5,000円／時間としますが、種目別指導者が配置されている教室・大会への配置のみを対象とします。各クラブにおいて謝金規程の中で適切な金額を設定してください。
 - ・審判は、単価上限を1,250円／時間に変更します。
 - ・クラブにおいて機関決定された「謝金支給規程」にて明確に定めている場合は、同じ労務内容で、学歴・職歴・経験年数・資格の有無等で謝金単価を変えることも対象とします。

- 「旅費」の変更点（詳細は「助成対象経費基準表（別記3）」参照）
 - ・特急料金の適用は当該列車乗車区間が片道60km以上の場合可能とします。
 - ・座席指定料金の適用は当該列車乗車区間が片道70km以上の場合可能とします。
 - ・創設準備連絡会議の対象は2名までとします。

- 「スポーツ用具費」の変更点
 - ・昨年まで対象外であった、スポーツ用具の移動・保管用具（ボールかご、ボールバック等）、AED（自動体外式除細動器）、WBGT（湿球黒球温度）測定器、スポーツ指導者及びスタッフの被服類も対象とします。
 - ・クラブの管理下におかれている保有物品の交換・補修物品は対象としますが、それに係るメンテナンス・修繕の作業費は対象外とします。

- 「雑役務費」の変更点
 - ・ウェブシステム構築費は対象とします。
 - ・スポーツ指導者等の派遣費については、「諸謝金単価基準（別記2）」に準じた金額を設定するようにしてください。
 - ・安価広報物は単価500円以下とします。

○「その他の経費」の変更点及び留意点

- ・「その他事業の実施に直接必要な経費」から「その他の経費」に名称が変更になっています。
- ・対象経費として計上できる経費はありません。昨年度対象となっていた都道府県クラブ連絡協議会等への参加料は対象外とします。
- ・両替手数料は対象外とします。

4. 提出書類

- 必ず平成24年度の様式を使用ください。
- 「外部協力者名簿」が追加になっています。該当者がいる場合にはご提出ください。
- 提出書類について、「助成金交付申請書チェック表」により確認し提出してください。
- 申請1年目の団体は「実施計画表」により総合型クラブ設立準備活動の実施について計画を明らかにしていただきます。なお、重点項目については1年目での実施が必要です。
- 申請2年目の団体は「自己評価表」により1年目の活動を振り返っていただきます。重点項目については、1年目において実施されていることが必要です。また、必ず添付書類を提出ください。
- クラブ内において機関決定された「謝金支給規程」「旅費支給規程」を提出する必要があります。

5. その他留意点

クラブを設立し、引き続いて翌年度（平成25年度）より「自立支援事業・クラブマネジャー設置支援事業」の助成を希望する場合は、その条件に下記の2項目がありますので、条件を満たすことのできるよう、設立準備段階から計画的にご検討ください。

①前年度の4～9月に2種目以上の定期スポーツ活動（毎月複数回実施）を行っていること。
⇒助成前年度の設立準備活動の計画において①の内容を含めた事業を検討し、当該期間内に実施してください。

②日本体育協会公認マネジメント資格を取得（登録）したクラブマネジャー（正）を有償にて配置していること。

⇒本会公認マネジメント資格講習会（アシスタントマネジャー等）の受講をご検討ください。マネジメント資格取得の流れは、別紙「日本体育協会公認マネジメント資格の取得（登録）について」をご参照ください。

なお、平成24年度における取扱いでは、助成初年度のクラブに限り「当該年度中（平成24年度中）に資格講習会を受講・修了し、出来るだけ早期に資格登録を完了させる」ことを条件に助成を認める特例措置を行いますが、平成25年度以降は、この特例措置が認められなくなる可能性もありますので、創設支援事業を実施している段階（設立準備段階）での資格取得をお勧めします。